

いじめのない 笑顔あふれる学校を

R8年度いじめ撲滅スローガン

「個性の尊重」



旭川市立啓北中学校

年 組 氏名

いじめは絶対にあってはなりません。しかし、今の啓北中学校にはいじめにつながるような言動が見られます。12月に全校生徒で行ったいじめ撲滅集会から、からかいやいじり、言葉遣いが荒いなどの課題があることがわかりました。また、周りの目線を気にしていじめにつながる言動をしている人を、止める勇気が足りないという課題があることもわかりました。全校生徒が考える理想の学校は、一人一人が平等で、安心して生活できる学校です。この理想を実現するには、一人一人がもつ「個性」を否定せず、互いに認め合うことが大切です。いじめが1つでもあっては、その時点で平等ではなく、安心できない人が生まれてしまいます。

そこで、私たち生徒会本部は、本方針の作成にあたり、全校生徒に伝えたいことを3つ決めました。

①いじめは絶対に許されないということ

②他人の意志を尊重すること

③一人一人の個性を認め合うこと

これがいじめをなくす第一歩だということです。この3つの伝えたいことと、全校アンケートをもとに以下のスローガンを決定しました。

「個性の尊重」

ひとくりに「個性」と言っても、あまりピンとこない人も多いのではないのでしょうか。私たちの考える「個性」とは、人それぞれの性格や、できること、できないことを指します。

例えば、運動、勉強の得意不得意で、その人の価値が決まるわけではありません。他人の個性を尊重し合って生活することが大事です。

すべての人が自分と同じ考え方や価値観をもっているわけではありません。互いの「自分らしさ」が尊重されれば、全員が安心してのびのびと中学校生活を送ることができます。そこで啓北中学校は、「互いのらしさ」を大切にしていくことで、同時に「自分らしさ」も尊重される中学校を目指します。

いじめは絶対に許されません。まずは自分自身の言動を振り返り、いじめ撲滅への意識をもつことが大切です。周りに流されず、自分らしく生きることが尊重される啓北中にしたいという願いを込めて、本方針を作成しました。

2 いじめとは？

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

次のようなことは「いじめ」です

- 悪口や脅しなど、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや、無視をされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ものを隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしているものをたかられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。など

3 いじめのない学校をつくるために

こんなことを心がけて生活します

- いじめは、「人として許されない」という強い心もちます。
- お互いのよさや違いを認め、尊重し合います。
- 相手の気持ちを考えて、発言したり行動したりします。
- 社会のルールや学校のきまりを守って、落ち着いた生活をします。
- 友達と協力しながら係活動や行事に進んで取り組みます。
- 体験活動やボランティア活動に取り組み、友達との絆を強めます。
- パソコンや携帯電話、スマートフォンは、ルールを守って使います。
- 自分や友達を大切にします。



もし、いじめだと感じたときは

- 一人で悩まず、先生方や家族などの大人や友だちに相談します。

いじめを「見た」「聞いた」「相談された」ときは

- 見て見ぬふりをせずに、勇気をもって助けます。
- いじめをやめさせたり、先生方や家族に伝えたりします。
- いじめられている人に、先生方や家族に相談するよう話します。

4 各集会を受けて感じたこと

集会①(月 日)テーマ:

集会②(月 日)テーマ:

集会③(月 日)テーマ:

5 いじめを受けた・見た・聞いた・相談されたときは

①まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- 学級担任、副担任の先生方に相談
- 校長先生、教頭先生に相談
- 養護教諭、学年の先生方などに相談
- スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- 家族に相談
- 友だちに相談
- そのほか、相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- 学校のいじめアンケート調査に記入
- 学校以外の相談窓口に電話
(*くわしくは7ページ)

など

②いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	<input type="checkbox"/> いじめから守ります。 <input type="checkbox"/> 不安なく学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーがいつでも相談にのります。 <input type="checkbox"/> 必要がある場合、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめた人にあやまり、もう二度といじめをしないことを約束させます。 <input type="checkbox"/> いじめは人として絶対に許されないことや、よりよい行動に向かうことを考えさせます。 <input type="checkbox"/> 必要がある場合、警察などに相談します。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめに加わっていなくても自分にも関係していることを気付かせます。 <input type="checkbox"/> いじめに気付いたときに、誰かに知らせる大切さを教えます。 <input type="checkbox"/> いじめを見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行いも許されないことを教えます。 <input type="checkbox"/> みんなでいじめをなくし、よりよい学級や集団をつくることの大切さを教えます。
			いじめを知らせてくれた人 <input type="checkbox"/> 秘密を守り、いじめを行った人から守ります。
家の人に	<input type="checkbox"/> いじめを受けたことや、いじめがなくなるまでの学校の取組を説明します。	<input type="checkbox"/> いじめを行ったことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	<input type="checkbox"/> 協力が必要なときには、説明をします。

啓北中学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月(強調月間)
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容検討 ・学校ホームページ等での公開 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 ・生徒理解研修① ○学校ネットパトロール <ul style="list-style-type: none"> ※通年で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談 ○道徳における人権教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○基本方針(生徒版)策定 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳における人権教室 ○いじめ防止の理解を深める学習(学活・道徳) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査① ○全校集会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅の取組について ○中連生活部6月研への参加
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止に係る啓発 ○基本方針のHP公開 		<ul style="list-style-type: none"> ○人権擁護委員による人権教室(1年) ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明 ○二者懇談
	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の取組の点検、評価 ・2学期の重点の検討 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の在り方 ・スクールカウンセラー等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修の内容検討及び準備、運営 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・いじめ、非行防止強調月間に向けての準備 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○生活・学習Actサミットへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習(学活・道徳)
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活について ・学校だより 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に係る2学期の取組についての説明

	10月	11月(いじめ撲滅月間)	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修の内容検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解研修② ○校区小中学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観等 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・2学期の取組の点検、評価 ・3学期の重点検討
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○「生命(いのち)の安全教育」の授業(1年) ○「SNSの適切な利用に係る学習」の授業(2年) ○「いじめ等から人権を守る教育」の授業(3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査② 	<ul style="list-style-type: none"> ○中連生活部12月研への参加 ○いじめ撲滅集会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に係わる全校での取組 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止に向けての情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・HPの紹介 ・今後の取組について 		<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容検討 ○道徳における人権教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳における人権教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査③ ○外部講師(警察)による、スマホ安全教室への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> ○外部講師(警察)による、スマホ安全教室への参加 ○学校運営協議会、保護者懇談会による協議 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の学校の取組等の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○3学期の取組状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、参観日等

7 相談窓口について

○子どもホットライン（こども家庭センター）

<電話番号> <受付時間>
0120-528506（こんにちはコール） 月・金 8:45～20:00
火・水・木 8:45～17:15

<メールアドレス>
kodomosodan@city.asahikawa.hokkaido.jp

<住所>
〒070-0040 旭川市10条通11丁目



○子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> <受付時間>
0120-007-110 月～金 8:30～17:15
<子どもの人権 SOS-e メール>（※メール受付ホームページ）
https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

<住所>
〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目（旭川合同庁舎）

○子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> <受付時間>
0120-3882-56 毎日24時間
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<メールアドレス>
sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

<住所>
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館8階）



○少年相談110番（北海道警察本部）

<電話番号> <受付時間>
0120-677-110 月～金 8:45～17:30

<住所>
〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

スクールカウンセラーに相談することができます。

<場所>
旭川市立啓北中学校 コミる一む

<電話番号>
52-4499 問い合わせ窓口:教頭

<相談時間>
毎週木曜日 13:00～17:00



R8年度いじめ撲滅スローガン

「個性の尊重」



～いじめのない笑顔あふれる学校を～